

議 題 宇都宮市景観審議会 会長及び副会長の選出について

会長及び副会長の選任については、「宇都宮市景観条例施行規則」第2条により、委員の皆様の互選により定めることとなっております。

つきましては、「宇都宮市景観審議会 意見書様式」により、御回答くださいますようお願いいたします。